

日薬業発第 499 号

令和 5 年 3 月 24 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会

副会長 森 昌平

調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱いにつきましては、令和 4 年 4 月 1 日付け日薬業発第 2 号にてお知らせしたところです。

今般、新型コロナウイルス対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が一部変更され、当該加算の要件となる一般検査事業が全国で終了すること等を踏まえ、連携強化加算の施設基準等に係る具体的な取扱いの一部見直しが行われ、厚生労働省より当該取扱いについて示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

事務連絡
令和5年3月24日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事務連絡
令和5年3月24日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱いについて

調剤報酬点数表区分00調剤基本料の注2に規定する連携強化加算については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日付け保医発0304第3号。以下「施設基準通知」という。）の第92の2及び「調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱いについて」（令和4年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「令和4年事務連絡」という。）において、施設基準等の取扱いを示しているところです。

今般、令和5年1月27日、新型コロナウイルス対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が一部変更され、当該加算の要件となる一般検査事業が全国で終了すること等を踏まえ、連携強化加算の施設基準等に係る具体的な取扱いについて、令和4年事務連絡を一部見直し、下記のとおりとすることとしたので、貴管下の保険薬局等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

取扱いの変更については、令和5年4月1日から適用することとします。

記

1. 令和4年事務連絡の1.（4）及び2に記載する「災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行うこと」の要件を以下の内容に見直す。

次に掲げる体制等のうち①を満たし、かつ、②又は③のいずれかを満たす場合に、基準を満たすものとする。

① 「新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について」（令和4年12月27日医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に対応した取り組みを実施していること。

② 公的な管理の下で配分される新型コロナウイルス感染症治療薬の対応薬局として都道府県等に指定され、公表されていること。

③ 一般流通が行われている新型コロナウイルス感染症の治療薬を自局で備蓄・調剤していること。

ただし、これまでにPCR等検査無料化事業に係る検査実施事業者として協力しており本加算の届出を行っていた保険薬局については、①のみを満たしている場合であっても、令和5年9月30日までの間に限り、本加算を算定できる。

2. 届出について以下のとおり見直す。

(1) 施設基準通知の別添2の様式87の3の4に必要事項を記載した上で地方厚生（支）局へ届出を行うこと。

(2) 1. (4) について、①の取り組みを実施していることについて、自治体等のホームページ等で公表されていることが確認できるウェブページのコピー等を添付すること。

(3) なお、令和5年3月31日時点で連携強化加算の届出を行っている保険薬局であって、令和5年4月1日以降も要件を満たす場合、届出は不要であること。

以上

(傍線部分は改正部分)

「調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱いについて」(令和 4 年 3 月 31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡)

新	旧
<p>1. 「連携強化加算」に係る施設基準等の具体的な取扱いについては、次に掲げる体制等が整備されていること等であること。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 「災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行うこと」について(第92の2の(2)) 次に掲げる体制等のうち①を満たし、かつ、②又は③のいずれかを満たす場合に、基準を満たすものとする。</p> <p>① 「<u>新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について</u>」(令和 4 年 12 月 27 日医薬・生活衛生局総務課事務連絡)に対応した取り組みを実施していること。</p> <p>② <u>公的な管理の下で配分される新型コロナウイルス感染症治療薬の対応薬局として都道府県等に指定され、公表されていること。</u></p>	<p>1. 「連携強化加算」に係る施設基準等の具体的な取扱いについては、次に掲げる体制等が整備されていること等であること。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 「災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行うこと」について(第92の2の(2)) <u>PCR等検査無料化事業に係る検査実施事業者として登録され、当該事業を実施していること。また、当該検査実施事業者として登録されていることについて、自治体等のホームページ等において広く周知されていること。</u></p>

<p>③ <u>一般流通が行われている新型コロナウイルス感染症の治療薬を自局で備蓄・調剤していること。</u> <u>ただし、これまでにPCR等検査無料化事業に係る検査実施事業者として協力しており本加算の届出を行っている保険薬局については、①のみを満たしている場合であっても、令和5年9月30日までの間に限り、本加算を算定できる。</u></p> <p>2. 届出について (1) (略) (2) 1. (4) について、<u>①の取り組みを実施していることについて、自治体等のホームページ等で公表されていることが確認できるウェブページのコピー等を添付すること。</u></p> <p>(3) なお、令和5年3月31日時点で<u>連携強化加算の届出を行っている保険薬局であって、令和5年4月1日以降も要件を満たす場合、届出は不要であること。</u></p>	<p>2. 届出について (1) (略) (2) 1. (4) について、<u>当該検査実施事業者として登録されていることについて、自治体等のホームページ等で公表されていることが確認できるウェブページのコピー等を添付すること。</u></p>
--	---

事務連絡
令和4年3月31日
令和5年3月24日一部改正

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱いについて

調剤報酬点数表区分00調剤基本料の注2に規定する連携強化加算については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日付け保医発0304第3号。以下「施設基準通知」という。）の第92の2において、施設基準等の取扱いを示しているところです。

今般、連携強化加算の施設基準等に係る具体的な取扱いについて、当面の間、下記のとおりとすることとしたので、貴管下の保険薬局等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 「連携強化加算」に係る施設基準等の具体的な取扱いについて

連携強化加算の施設基準等の具体的な取扱いについては、次に掲げる体制等が整備されていること等をいうものであること。

(1) 「災害や新興感染症の発生時等に、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行う体制を確保すること」について（第92の2の(1)のア）

- ① 災害や新興感染症の発生時等に、医薬品の提供施設として薬局機能を維持し、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行うこと。また、災害の発生時における薬局の体制や対応について手順書等を作成し、薬局内の職員に対して共有していること。
- ② 災害や新興感染症の発生時等において、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行うことについて、薬局内で研修を実施する等、必要な体制の整備が行われていること。

(2) 「都道府県等の行政機関、地域の医療機関若しくは薬局又は関係団体等と適切に連携するため、災害や新興感染症の発生時等における対応に係る地域の協議会又は研修等に積極的に参加するよう努めること」について（第92の2の(1)イ）

災害や新興感染症の発生時等における対応に係る地域の協議会、研修又は訓練等に参加するよう計画を作成すること。また、協議会、研修又は訓練等には、年1回程度参加することが望ましい。なお、参加した場合には、必要に応じて地域の他の保険薬局等にその結果等を共有すること。

(3) 「災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、ホームページ等で広く周知していること」について（第92の2の(1)ウ）

災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、薬局内での掲示又は当該薬局のホームページ等において公表していること。また、自治体や関係団体等（都道府県薬剤師会又は地区薬剤師会等）のホームページ等においても、災害や新興感染症の発生時等に係る対応等が可能である旨、広く周知されていることが望ましい。

(4) 「災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行うこと」について（第92の2の(2)）

次に掲げる体制等のうち①を満たし、かつ、②又は③のいずれかを満たす場合に、基準を満たすものとする。

① 「新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について」（令和4年12月27日医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に対応した取り組みを実施していること。

② 公的な管理の下で配分される新型コロナウイルス感染症治療薬の対応薬局として都道府県等に指定され、公表されていること。

③ 一般流通が行われている新型コロナウイルス感染症の治療薬を自局で備蓄・調剤していること。

ただし、これまでにPCR等検査無料化事業に係る検査実施事業者として協力しており本加算の届出を行っていた保険薬局については、①のみを満たしている場合であっても、令和5年9月30日までの間に限り、本加算を算定できる。

2. 届出について

(1) 施設基準通知の別添2の様式87の3の4に必要事項を記載した上で地方厚生(支)局へ届出を行うこと。

(2) 1.(4)について、①の取り組みを実施していることについて、自治体等の

ホームページ等で公表されていることが確認できるウェブページのコピー等を添付すること。

(3) なお、令和5年3月31日時点で連携強化加算の届出を行っている保険薬局であって、令和5年4月1日以降も要件を満たす場合、届出は不要である。

3. 本取扱いについては、令和4年4月から当面の間の取扱いを示すものであり、今後、見直す可能性があることに留意すること。

以上

至急・重要

日薬業発第 378 号
令和 4 年 12 月 28 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における
新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キット（以下、「抗原検査キット」）の販売体制整備・周知広報については、令和 4 年 10 月 21 日付け日薬業発第 277 号並びに同 12 月 9 日付け日薬業発第 333 号ほかでご依頼してきたところです。

今般改めて厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び同医薬・生活衛生局総務課より、地域住民の抗原検査キットの入手機会をさらに確保するべく、薬局・店舗販売業での抗原検査キットに係る対応について別添のとおり連絡がありました。

具体的には、地域において休日・年末年始に地域住民が抗原検査キットを購入できない状況が生じないよう、休日・年末年始に処方箋対応を行う薬局（当番制）を活用することや、「休日・年末年始に抗原検査キットを購入できる薬局・店舗」の一覧や地図等の広報ならびに薬局・店舗において掲示等を行うこと等の対応が求められています。

貴会におかれましては、都道府県と十分な連携の上、地域住民が抗原検査キットを購入できる機会の確保につき、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

このほか、今回の連絡では、第 1 類医薬品である一般用医薬品の抗原定性検査キット（以下、「一般用抗原検査キット」）について、同時流行に備えた時限的・特例的な対応として、一般用抗原検査キットを販売する店舗販売業で、当該店舗に勤務する薬剤師が勤務していない時間帯における、特定販売の方法等を踏まえた電話や情報通信機器を活用した販売方法も示されています。

また、体制整備・周知広報の取組については都道府県から厚生労働省へ報告が求められていることから、行政と連携した取組の引き続きの検討・実施をお願いするとともに、本会としても追って貴会ならびに地域薬剤師会における取組について情報収集を行いたいと考えておりますので、その際にはご協力・ご高配の程をお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和4年12月27日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における
新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主幹部（局）宛て事務連絡を送付しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和4年12月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における
新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について

平素より、新型コロナウイルス感染症対応に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時期流行においては、限りある医療資源の中でも重症化リスクの高い方に適切な医療を提供するための保健医療体制の強化・重点化を図る観点から、国民一人ひとりにも重症化リスク等に応じた対応、すなわち自己検査のための抗原検査キットの事前準備等が求められています。こうしたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時期流行に備えた時限的・特例的な対応として、新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キット（新型コロナウイルス抗原のみを検出する抗原定性検査キットに限る。以下「抗原検査キット」という。）の入手機会をさらに確保するべく、薬局・店舗販売業での抗原検査キットに係る対応について下記の通り取りまとめたところです。つきましては、これらにつき御了知いただくとともに、貴管内の薬局、店舗販売業者への周知及び地域の薬剤師会・医薬品小売業関連団体等と連携した地域ごとの抗原検査キット販売対応の強化に対する支援及び厚生労働省への報告をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 抗原検査キットを販売する薬局及び店舗販売業の周知について

(1) 抗原検査キットを販売する薬局及び店舗販売業の周知

抗原検査キットは薬局（医療用及び一般用抗原検査キット）及び店舗販売業（一般用抗原検査キットのみ）で販売されているが、夜間休日や年末年始などには閉店している薬局・店舗、もしくは販売場所の閉鎖を行っている店舗が多いことから、抗原検査キットの販売場所が限られる傾向にある。国民の抗原検査キットの入手機会をさらに確保す

る観点から、地域において夜間休日や年末年始に抗原検査キットを販売する場所を一定数確保し、地域住民に周知を図ること。

販売場所の確保の方法としては、例えば、休日・年末年始に処方箋対応を行う薬局をあらかじめ定めておく「当番制」を取り入れている場合には、当該薬局において併せて抗原検査キットを販売するといった取組が考えられる。

地域において、休日・年末年始に地域住民が抗原検査キットを購入できない状況が生じないように、地域の薬局・店舗販売業で連携し、自治体と協力して対応すること。

地域住民への周知の方法としては、例えば、「休日・年末年始に抗原検査キットを購入できる薬局・店舗」の一覧や地図等を、自治体等のホームページや広報紙等において広報することや、地域の薬局・店舗において掲示等を行うこと等が考えられる。

(2) 厚生労働省への報告

(1) の取組について、別添様式 1 により令和 5 年 1 月 31 日までに厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 (hanbai-site@mhlw.go.jp) に報告すること。

2. 一般用抗原検査キットを購入する機会の確保について

一般用医薬品の抗原定性検査キット（以下「一般用抗原検査キット」という。）については、第一類医薬品であり、薬局・店舗販売業の店舗において、薬剤師が情報提供を行って、販売されるものである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時期流行に備え、国民の一般用抗原検査キットへのアクセスを確保する観点から、時限的・特例的対応として、一般用抗原検査キットを取扱う店舗販売業において、薬剤師が当該店舗に不在で、対面により一般用抗原検査キットを販売することができない時間帯においても、電話や情報通信機器を活用した販売方法による購入機会の確保を図ることとした。

販売方法については、電話や情報通信機器を活用した方法であることに鑑み、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成 26 年 3 月 10 日付け薬食発 0310 第 1 号厚生労働省医薬食品局長通知）に示す、特定販売の方法及び留意事項等も踏まえ、次の通りとすること。

(1) 当該店舗に勤務する薬剤師が電話や情報通信機器を用いて情報提供を行うこと。

その場合は、メール等ではなく、購入希望者の反応や状況等を音声や映像によりリアルタイムで確認しながら情報提供を行うことができる方法により行うこと。また、その際、あらかじめ、薬剤師が店舗外から情報提供と適切な判断を行うことができる環境及び体制を整備しておくこと。例えば、情報提供に使用する電話や情報通信機器について、薬剤師からの情報を購入希望者へ一方的に伝えるだけでなく、購入希望者の質問や反応等、薬剤師が販売の適否を判断するにあたって十分な情報を相互に伝達する機能・性能を具備するものを整備し、店舗外の薬剤師と当該店舗の管理者が連携して対応できる体制を整備する等が考えられる。

なお、複数の店舗で兼務する薬剤師が、複数の店舗の業務を同一時間帯に並行・重

複して行うことはできないこと。

- (2) 情報提供に用いる書面については、薬剤師が情報提供を行う情報通信機器に表示するほか、情報提供を行う薬剤師と連携し、当該店舗内の管理者が購入希望者に提示する等、購入希望者が確実に確認できるよう提示方法を工夫すること。
- (3) 購入希望者に、情報提供を行った薬剤師の氏名、店舗で販売対応を行った管理者の氏名、店舗の名称及び店舗の電話番号その他連絡先を伝えること。
- (4) 薬剤師が情報提供を行った一般用抗原検査キットを、店舗において誤りなく販売すること。
製品の取り違い等を起こさないよう、薬剤師と店舗内の管理者が連携して対応を行う必要がある。例えば、販売する一般用抗原検査キットのみを所定の場所に保管し、販売のたびにバーコード等を用いて照合する等、確実に誤りなく販売できる体制を整備しておくこと等が考えられる。
- (5) 薬機法施行規則第 14 条第 3 項、第 146 条第 3 項及び第 149 条の 5 第 3 項の規定に基づき、抗原検査キットの販売にかかる品名、数量、日時等の記録を確実にを行い、記録した書面を 2 年間保存すること。
- (6) (1) ~ (5) の対応については、あらかじめ手順書を定め、対応に携わる全ての従業員に対する教育訓練を実施し、その記録を保管すること。
- (7) 当該販売方法を行う場合には、電話等の通信手段を用いた情報提供による対応となることから、備考欄に「抗原検査キット時間外販売対応」と記載した上で医薬品の特定販売を行う旨の届出を行うこと。既に特定販売を行う旨の届出を行っている場合にも、備考欄の記載を行う変更の届出を行うこと。

なお、これらの対応は、薬剤師と店舗内の管理者の十分な連携を確保する観点から、通常営業時間には薬剤師が勤務し、第一類医薬品を販売している店舗販売業において、当該店舗に勤務する薬剤師が夜間休日等に店舗に不在の際に限られ、通常営業時間内に薬剤師が勤務していない、あるいは通常営業時間内において薬剤師が勤務する時間が極端に短い（例えば、通常朝 9 時から 20 時まで開店している店舗で開店時間のうち 1 / 2 以下、24 時間開店している店舗で 1 / 3 以下など）場合には、実施することはできない。

自治体においては、令和 5 年 3 月 24 日までに「抗原検査キット時間外販売対応」の届出を行った店舗販売業について、別紙様式 2 により、令和 5 年 3 月 31 日までに厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 (hanbai-site@mhlw.go.jp) に報告すること。

年末年始・夜間休日に抗原検査キットを販売する薬局等の周知について

1. 年末年始・夜間休日に抗原検査キットを販売する薬局・店舗販売業の確保

(1) 年末年始・夜間休日に抗原検査キットを販売する薬局・店舗販売業の確保に関する取組について

(年末年始・夜間休日に抗原検査キットを販売する薬局・店舗販売業の確保に関する取組について記載してください。例えば、地域薬剤師会等と連携し、当番薬局において抗原検査キットを併せて販売する体制を整備した、地域の医薬品小売販売業と連携し、年末年始・夜間休日に地域で一定数のドラッグストアで抗原検査キットを販売するよう調整を行った、等)

(2) (1) に関する地域住民への広報について

※インターネットで広報を行っている場合は、URLを記載してください。厚生労働省のホームページに掲載します。

((1) の取組の結果整備された、年末年始・夜間休日に抗原検査キットを購入できる薬局・店舗販売業の体制について、地域住民への広報の概要を記載してください。例えば、広報紙に掲載した、リストを地域の全薬局・ドラッグストアに閉店時でも見える位置に掲示した、自治体のコロナ特設ホームページに掲載した、等)

<連絡担当者>

自治体	
所属	
氏名	
電話	
FAX	
E-mail	

(提出先：厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 hanbai-site@mhlw.go.jp)

一般用コロナ単体抗原検査キット時間外販売届について

提出者 自治体 所属 氏名
提出者連絡先電話番号 メールアドレス

1 「抗原検査キット時間外販売対応」の届出件数

店舗

2 「抗原検査キット時間外販売対応」店舗

(行は適宜追加してください)

番号	店舗名称	開設者	所在地	届出日	電話番号	メールアドレス	備考欄

提出先:厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 hanbai-site@mhlw.go.jp